

公共汚水ます設置希望届出書

令和 年 月 日

横手市長 高橋 大 様

公共下水道 ・ 農業集落排水 を使用したく、公共汚水ますの設置を希望します。

申請者	住 所	
	氏 名	印
	連絡先	

記

1. 設置場所住所・地番
(横手市)
2. 設置希望時期
(令和 年 月 日)
3. 使用開始予定日
(令和 年 月 日)
4. 排水設備施工(予定)業者名・連絡先
(業者名 TEL)
5. 申請者代理人名・連絡先
(代理人名 TEL)
6. 添付書類
(①位置図 、②平面図 、③縦断面図)

- ※ 注)
1. 届出してからます設置工事完成までは、約3ヶ月の期間を要します。
 2. 現地立会・工程調整その他の協議は代理人と行います。
 3. 本管整備が伴う場合は事前協議が必要となります。
 4. 裏面の注意事項をお読み下さい。

(裏面)

ー公共汚水ます設置希望に関する注意事項ー

◎公共汚水ます設置希望時期について

- ・希望時期の終期に合わせて工事を発注しているため、記載されている時期より早めて公共汚水ますを設置することはできません。

◎公共汚水ますを設置する際に本管を延伸する必要がある場合。

- ・通常の公共汚水ます設置工事以上に時間を要するので、事前協議及び申込みを早めをお願いします。

◎書類にかかる内部審査について

- ・公共汚水ます設置希望届出を受理したあと内部で審査を行いますが、その結果によっては、公共汚水ますが設置できないことがあります。

◎一宅地において既に公共汚水ますが設置されており、更にもう一方の区画等に公共汚水ますが欲しい場合の取り扱い

- ・例1：A区画とB区画があり、AとBの土地名義人がA区画に住んでいて、婚姻等によりその親族がB区画に家を建てる場合、B区画においては市で公共汚水ますをつけることができません。

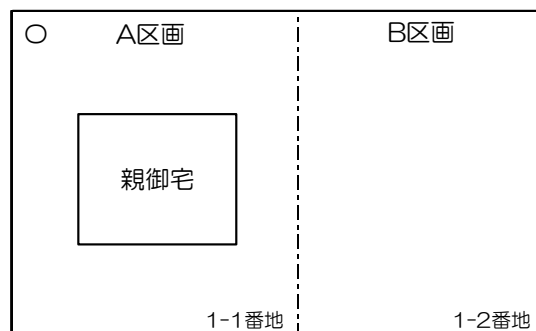
※一宅地において設置できる公共汚水ますが1つと決められているため。

B区画を子供の名義に変更しても市で設置できません。

土地の持ち分が親と子等1/2の共有地でも同様とします。

- ・例2：A区画とB区画があり、AとBの土地名義人である方がA区画に住んでいて、第三者がB区画を購入し土地名義が第三者に変わり、その第三者から申請があった場合、B区画には市で公共汚水ますを設置することができます。

◎参考図



※一宅地は、A区画とB区画を合せた区画です。

※筆界とは、土地が登記された時にその土地の範囲を区画するものとして定められた線です。

○：公共汚水ます - - - - -：筆界線

◎上記の例にないような状況があるときなど、お早めにご相談下さい。

上記内容について確認いたしました。

申請者氏名

(自署)